


まえばし農業委員会だより広告掲載要領

この要領は、「まえばし農業委員会だより」広告掲載要綱に基づき、令和8年度に発行する広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 まえばし農業委員会だよりの内容について

名称	まえばし農業委員会だより		
規格	サイズ	A4版	
	ページ	4ページ	
発行部数	12,000部(令和8年1月号実績)		
発行日	令和8年10月頃に1回 令和9年2月頃に1回		
配布期間	発行日以降		
発行頻度	年2回		
内容	市内の農家世帯に対し、農業に係る各種申請の手続き及び農業委員会の情報を提供する。		
配布エリア	市内及び市外		
配布方法	JAを通じて農家世帯に配布		

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	掲載料(税込み)
掲載面:1~4ページ 位置:下部2枠	5cm×8.5cm	8枠	4色	表紙:1枠 6,000円 2~4ページ:1枠 5,000円
広告掲載できない業種・内容	<p>群馬県内に人的・物的設備を備えた事業所を有しない企業・団体など。 申込者の居住地(所在地)における市町村税に滞納がある者。</p> <p>上記のほか、「まえばし農業委員会だより」広告掲載要綱に規定するもの。</p>			
入稿形態	完成した広告データをメールなどで提出してください。(完全原稿で入稿)			
入稿締切日	令和8年9月4日まで(令和8年10月発行号の締切日)。 令和8年12月14日まで(令和9年2月発行号の締切日)。 入稿前に必ず原稿内容の審査を受け、入稿時には出力見本を添えてください。			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・2枠を希望することも可能です。その際は申込書に希望枠数を明記してください。 ・広告欄下に次の文章が入ります。 「広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。(広告スポンサーと市の業務とは直接関係ありません。)」 ・納入方法等の諸手続については、「まえばし農業委員会だより」広告掲載要綱に定めがあります。また、担当課から指示がある場合は、それに従ってください。 			

3 申込みについて

申込み方法	<p>広告掲載希望者は、申込書と広告原稿案に次の書類を添付して提出してください。ただし、継続して掲載を希望し初回の掲載から記載事項に変更がない場合や、農業委員会長が事務処理において、その必要がないと認める場合は、添付書類の一部または全部を省略することができます。</p> <p>(1)商業登記簿謄本(登記の現在事項証明書)または主務官庁が発行した許可証・許可書等の写し。 (2)会社・団体等の事業内容が分かるもの。 (3)申込者が市外に居住(所在)の場合は、居住地(所在地)の市町村長が発行した市町村税の完納証明。 (4)その他、会長が提出を必要とする書類。</p>
申込み締切日	令和8年8月20日まで(令和8年10月発行号の締切日) 令和8年11月24日まで(令和9年2月発行号の締切日)

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	募集枠を超えた応募があった場合、希望掲載回数が多いものを優先します。希望掲載回数が同数の場合には、市内企業などを優先。条件が同じ場合は抽選で決定します。
--------	--

◆担当課 問い合わせ先

前橋市農業委員会事務局管理係	担当者 田中
電話:027-898-6732	E-mail:noui-jimu@city.maebashi.gunma.jp